

国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会 第25回会議議事要旨

- 1 日 時：令和4年12月19日（月）15：00～16：30
- 2 場 所：国立感染症研究所村山庁舎管理棟2階 第一会議室
- 3 出欠状況：出席17名（うち代理出席1名） 欠席4名
- 4 議 題
 - (1) 高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告等について
 - (2) 国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合及びBSL4施設の今後について
 - (3) 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流について
（前回（令和4年3月29日）の協議会以降）
 - (4) その他
- 5 資 料
 - 資料1 高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告及び「特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立」について
 - 資料2-1 新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性（抄）
 - 資料2-2 感染症等に関する新たな専門家組織の創設について
 - 資料3 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流
（前回（令和4年3月29日）の協議会以降）
 - 資料6 第24回国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会議事要旨（案）
- 6 議事概要（○：質問・意見等 ●：回答・報告等）

● 資料4の令和4年3月29日（火）に開催した第24回国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会議事要旨（案）について、本議事要旨（案）は協議会の規程を踏まえ、個人情報などのプライバシーや防犯関係及び自由な発想の阻害等も考慮した内容で要点等をまとめた。各委員においては内容について御意見等があれば事務局宛てに御連絡を頂きたい。意見等がなければ（案）を取って議事要旨を確定の上、感染研ホームページにて掲載することとしたい。

● 議題1「高度封じ込め施設内で実施されている作業内容に関する報告及び『特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立』について」を資料1により報告させていただく。

報告項目としては以下の4項目となる。

- 1 BSL4実験室で感染性のある特定一種病原体を使用した業務について
- 2 サル痘（M痘）の流行及び国内発生に関する対応について
- 3 新規業務課題である「特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立」について
- 4 BSL4実験室における特定一種病原体以外の病原体の使用について

まず、1番目のBSL4実験室で感染性のある特定一種病原体を使用した業務について報告させていただく。「感染性ウイルスを用いた一類感染症の検査法の整備」の業務は令和4年3月に完了しており、前回の協議会（令和4年3月29日）以降、本年12月19日までの間、BSL4実験室で感染性のある特定一種病原体を使用した作業は行われていない。また、本業務が完了したことにより、検査・診断法の確立、整備がされたことを踏まえ「特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立」に関する業務を開始した。

また、令和4年5月よりサル痘世界的な流行を起こしたことを受け、担当部署がサル痘の国内発生に備えた対応業務を開始した。このサル痘に対する緊急的公衆衛生対応と「特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立」の業務準備を並行して遂行した。

なお、業務を行っている間保守点検業務作業は安全かつ適切に行われており、作業期間中曝露事故等は発生せず、施設も適切に維持されていたことを報告させていただく。

次に2番目として、先述のサル痘への対応業務に関連してサル痘の流行及び国内発生に関する対応について報告させていただく。令和4年5月よりサル痘が世界的な流行を起こしたことを受け、同月より担当部署では国内発生に備えた対応業務を行っている。業務内容としては、サル痘ウイルスの検出マニュアルの作成・公開及び地方衛生研究所への配付、サル痘ウイルスの遺伝子検出法の整備及び地方衛生研究所への配付、国内発生（疑い例）発生時の行政検査。最後に痘瘡ワクチンのサル痘に対するワクチン防御効果及び治療に関する特定臨床研究の支援及

びサル痘対応に関する研究等の業務を行った。

続いて、前回協議会でも報告させていただいた3番目の新規業務課題「特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立」についてその後の経過を報告させていただく。

先述したとおり、BSL4施設が稼働した令和元年度から令和3年度までは「感染症ウイルスを用いた一類感染症の検査方法の整備」のために作業を行ってきたが、この業務課題の完了により迅速で精度の高い病原体の検出・検査法の整備が行われ、日本国内への輸入例が発生した場合には迅速な確定診断及び医療機関への搬送が可能となった。このことを踏まえ令和元年7月1日の厚生労働大臣確認事項にある「感染者の生命を守るために必要な治療等」に関する体制を構築するために新規課題作業を実施することとなった。

特定一種病原体に起因する重症感染症が国内に発生したときに備え、迅速に患者の治療を開始できる体制及び薬剤の整備と診断・治療の連携基盤の構築を国立国際医療研究センター病院（以下「NCGM」）と感染研の連携により実施するものであり、これらの目的を達成するために以下の2つの事業を遂行する。

一つはBSL4施設を用いた特定一種病原体に対する抗ウイルス薬候補の評価、二つ目として特定一種病原体感染患者の治療体制構築に向けたNCGMと感染研間の連携基盤の確立である。

当該業務課題についての本年度の成果としては、日本医療研究開発機構（AMED）新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業等の予算を獲得した。これにより、機器の整備や安全で精度の高い動物モデルの確立・運用を行うための共同体制の構築を行った。また、NCGMと曝露事故対応における抗ウイルス薬等の使用等について協議や曝露事故対応訓練等についても合同で実施した。

最後に、4番目のBSL4実験室における特定一種病原体以外の病原体の使用について報告する。ヒトに重篤な脳炎を引き起こすニパウイルス、ヘンドラウイルス及びBウイルスは三種病原体であるものの、ウイルスを用いた動物実験はBSL4で行うこととされている。近年、Bウイルスの国内発生が報告されており、またニパウイルス及びヘンドラウイルスは公衆衛生学的危機対応に必要な感染症である「重点感染症」に位置づけられたことから、今後感染研においても診断・予防・治療の研究を推進する必要がある。更に現在、世界的な流行を起こしているサル痘も「重点感染症」にリストされ、サルモデルを用いた治療薬やワクチンの研究が求められており、このような背景から高度封じ込め施設運営委員会による承認後にBSL4施設においてこれらの三種病原体を用いた研究を遂行する予定としている。その進捗等については本連絡協議会において逐次報告させていただく。

○ 二つ確認させていただく。一点目として特定一種病原体を使用した業務の説

明・報告に「曝露事故等は発生せず、施設も適切に維持された」とあるが、これは以前説明されたマニュアル・指針に沿って緩むことなく確実に行われているということか。2点目として、サル痘は三種病原体と説明されていたが、それにより正しいか確認させていただきたい。

● 1点目のご質問についてはマニュアル・指針に沿って安全を第一としてこれらの業務、施設の維持管理を行っている。また、バイオセーフティー等については安全実験管理部や施設管理課等と連携・協力しながら安全な業務及び運用管理を行っているところである。

また、2点目については、サル痘ウイルスは三種病原体であって特定一種病原体とは異なるものである。

○ 新型コロナウイルス感染症等の流行下においても業務や安全管理について支障が出ることはなかったのか伺いたい。

● 安全を第一として精度の高い運用と管理により業務を行っているところであり、支障なく行われた。

● 続いて議題2について、「国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの統合及びBSL4施設の今後」について資料2-1及び資料2-2に沿って説明する。

まず、資料2-1については、令和4年6月17日政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定で新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための方向性が示されたものとなっている。

感染研に関しては新設される、いわゆる「日本版CDC」を感染症対策部が管理することが記述されており、医療対策、公衆衛生対応、危機対応、研究開発等の機能を一体的に運営するため国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し、感染症に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織として「日本版CDC」を創設するといった方針が示されている。

また、資料2-2については同年9月2日同本部決定により、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合して感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点となる新たな専門家組織を創設することが明示されている。

新組織の法人形態は、研究開発の促進等のため人事・財政などの組織運営を柔軟に行えるようにすること等を踏まえた法人形態とする方向で検討することが示されており、今後の予定としては新法人の設立法案について厚生労働省の組織再編に係る法改正とともに、令和5年の通常国会への法案の提出を念頭に令和7年度以降の設置を目指して必要な作業を進めるという方針が示されている。

これを受けて、感染研を運営する組織が大きく変わる状況があり、こうした動きの中でBSL4施設の管理について新法人になった後も国が責任を持って関与していく体制となるよう、現在検討している状況にある。

○ 新法人について2点伺いたい。1点目は組織再編によって新たな法人格が新設された場合、現在の国立感染症研究所とは異なる組織となると思われるが、今までの国立感染症研究所と地域との関与は国が承継することとなるのか、それとも新法人が引き継ぐこととなるのか。

2点目としては当該組織再編によって新設される法人格において、BSL4の移転も含め、場所的な問題の見通しは立っているのか、以上の2点を伺いたい。

● 1点目の地域との関与についてであるが、現時点では新設される法人格の具体的な法案が定まっておらず、国と新法人の分担等については具体的には回答できる状況ではないが、現在の地域との確認事項等が前提となるものと考えている。

2点目の今後の場所的な見通しについては、現在組織再編に伴う新法人の新設について検討段階であることから、明確に示すことができないが、BSL4の設置場所の問題も含めてまずは国が責任を持って管理していく体制をしっかりと検討している状況である。検討状況に伴ってBSL4移転等も含めたスケジュールも変動することとなると考えている。

○ 新法人の設立にあたって、法案を現在検討中とのことだが、新たな組織を運営していくための法案が必要という意味なのか。どのようなものになるのか。

● 新たな法人形態の創設にあたっては、業務内容やどのような機能を担うのか等を規定した、法人そのものの法案が必要となるとご理解いただければと思う。

○ 昨今の様々な感染症に対応するため、これら二つの組織の統合が必要という趣旨は理解できる。新たな組織の設置場所についてもしっかりと確保していただき、散り散りな組織とならないようお願いしたい。

○ 感染研とNCGMと統合により新たな法人形態が創設されることについて、やはり今後のBSL4施設については最も市民が関心を持つ事項である。例えば感染研の運営自体は新法人が運営し、BSL4については国が直接関与するという形態があり得るのか確認させていただきたい。

● BSL4施設の管理体制については様々な方法が考えられることから、国が直接関与するという形も考えられるが、その中で最も適切かつ安全に運用できる

方法での管理体制を現在検討しているところである。

● 国立感染症研究所村山庁舎における地域との交流について、資料3により本年3月29日（前回協議会）以降の状況について報告させていただく。（1）近隣自治体関係、（2）近隣学校施設関係、（3）市役所関係、（4）その他の項目に分けて報告させていただく。

（1）近隣自治体との交流活動について

・4月17日

学園自治会総会に感染研職員2名が来賓として参加した。

（2）近隣学校施設との交流活動について

武蔵村山市立雷塚小学校の学校運営協議会に同協議会の委員に委嘱されている感染研職員1名が毎月、第1回から第8回参加した。

・6月22日及び10月20日

都立村山特別支援学校運営連絡協議会に同協議会の委員に委嘱された職員1名が出席した。なお、6月22日の運営連絡協議会については書面による開催となった。

・6月23日

北多摩北地区公立中学校長会からの依頼により職員2名を派遣し、市立小中一貫校村山学園において感染研の概要や新型コロナウイルスなどの学校における感染症予防対策について講演を行った。

・10月1日

市立雷塚小学校の運動会に職員が1名参加した。

・10月5日

武蔵村山市立公立小学校教育研究会理科部による感染研村山庁舎への施設見学があり、市内の公立小学校教諭等10名に対し感染研業務の説明及び施設案内を行った。

・12月16日

市立雷塚小学校6年生を対象に出張授業を行い、講師及び実習補助として職員8名が参加した。今回はインフルエンザや新型コロナなどウイルスをテーマに取り上げ講義と実習を行った。

（3）市役所関係との交流活動について。

・8月20日

武蔵村山市及び市医師会等の主催による、在宅医療推進のための地域における多職種連携研修会がオンラインで開催され、職員1名を講師として派遣した。

・11月2日及び9日

武蔵村山市教育委員会からの依頼により「人類と感染症」をテーマとした市民講座に講師として職員1名を派遣し、市民総合センターで講演を行った。なお、

同講座には2日間で18名の参加者があった。

・11月20日

市立第三中学校で行われた市の総合防災訓練に職員3名が参加した。

・12月11日

市民駅伝競争大会「むさむら EKIDEN 2022」が開催され、感染研から一般の部に4チーム、女子の部に1チームがエントリーし参加した。

(4) その他の交流活動について

・7月30日

感染研村山庁舎一般公開をオンラインで開催した。3年ぶりとなる現地開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急遽オンライン開催に変更し、研究者によるサイエンスカフェの企画をライブ配信した。当日は視聴者とリアルタイムで交流できるよう視聴者からのチャットで寄せられた質問に回答していく形で行った。なお、視聴は事前登録制としたが520名のエントリーがあった。

・9月13日

自衛消防確認会が北多摩西部消防署で行われ、感染研村山庁舎の防火・防災管理者と自衛消防隊2隊が参加した。訓練成果について消防署より審査を受け、成績優良隊に選ばれ表彰された。

・10月15日

雷塚小学校・PTA・学園自治会・青少年対策地区委員会の共催における雷塚小学校区総合防災訓練が雷塚小学校で行われ、職員3名が参加し消火訓練やAED救命訓練などを行った。

・10月31日

BSL4実験室での曝露事故を想定した対応訓練を実施した。この訓練は、BSL4実験室で曝露事故が発生したときの初動対応、曝露者の搬送及び厚労省や武蔵村山市など関係機関への情報伝達方法を確認するとともに、職員の対応能力の向上を図ることを目的として毎年実施しているものである。

・11月22日

感染研村山庁舎で自衛消防訓練を実施した。今回は庁舎内で火災が発生したことを想定し、初動対応、庁舎内の災害状況の確認及び報告、職員の避難など一連の流れの中で実践・確認するための訓練を行った。この訓練には、北多摩西部消防署をはじめ、東大和警察署、武蔵村山市役所等の近隣施設が参加した。今回の訓練では、北多摩西部消防署の協力により、高層階からはしご車による救助訓練も併せて実施した。以上、前回協議会以降の感染研村山庁舎における地域との交流等の状況について報告させていただいた。

○ ただ今の報告にもあったように、感染研村山庁舎とは様々な学校行事を通じ

て交流させていただいている。先週の金曜日の出前授業ではインフルエンザや新型コロナウイルスのワクチンについて勉強させていただいた。また、実験器具の使い方など普段は体験できないことなども実施していただき感謝申し上げます。これからもこのような交流を通じて子ども達の育成に参加いただければと思う。よろしくお願ひしたい。

○ 本校の運営連絡協議会にも感染研村山庁舎から出席いただき、適宜ご意見も頂戴しており感謝申し上げます。今後ともよろしくお願ひしたい。また、来年度以降本校舎の改築を控えており、その際は工事車両の出入りも頻繁になるためご迷惑をお掛けするが併せてよろしくお願ひする。

○ 先ほどのBSL4候補地に関連して、BSL4移転準備室におけるその後の検討状況等については現在どのような状況にあるのか。二つ目は感染研敷地の通用門前にある電柱につき不要であれば撤去又は移設することはできないか、以上の2点について伺いたい。

● まず1点目の移転候補地の検討状況等に関しては、厚生労働省に移転準備室を設置された以降、財務当局と候補地について協議を重ねてきたところだが、先述の通り組織再編に伴う新法人設立の方向性が示されたことにより、現時点でスケジュール等について明確にお答えすることが難しい状況となっている。

● 2点目の電柱については地下に引き込み線などが有り移設の可否について予算措置も含め将来的に検討したい。

○ 1点目の質問について関連して、今後新法人が設立されるとのことだが、候補地の選定にあたっては既存の国有地のみが対象となるのか、それとも民有地も選択肢に入るのか。また、2点目の質問については今後隣接の支援学校の改築工事も計画されていることから、これを機会に検討いただくことをお願ひする。

● 民有地の件については昨年度の協議会で同様のご意見をいただき、その際に民有地も含め視野に入れていることについてご回答申し上げたところである。

○ ウェブ参加の方法について、本協議会においては固定カメラでの実施となっているが、発言者を追尾するようなシステムの導入を検討できないか。

● 現在新型コロナウイルス感染症等の流行下においてウェブ会議も導入されており、同様な要望が来ていることから、予算的な措置も含め今後環境が整い次第

逐次実施していけるように検討したい。

● 次回の協議会開催時期に関しては別途調整のうえ、改めてご連絡させていただくこととしたい。

(以 上)